

平成28年度土産品開発支援事業公募要領

土産品開発支援事業による取組みを公募しますので、平成28年度土産品開発支援事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）及び、この公募要領に基づいて応募してください。

1. 事業の目的

県産農産物等を使用した「山形ならではの」の人気の高い土産品の県内製造及び販売割合を高め、地域内経済の増幅・循環を図るため、土産品の商品開発を支援します。

2. 公募する事業の内容

- (1) 土産菓子の商品開発 …… 10件程度
- (2) 土産食品（菓子以外の加工品）の商品開発 …… 5件程度

3. 応募者の要件

本事業に応募できるのは、次の項目に該当する事業者とします。

- (1) 2. (1)については、県内に住所又は本拠地を持つ菓子製造業者であること
- (2) 2. (2)については、県内に住所又は本拠地を持つ食品製造業者であること
- (3) 農林漁業者、加工業者、卸業者、販売業者、試験・研究機関、教育機関、支援機関等、他業種の個人又は団体と連携した取組みであること
- (4) 原材料に県産農産物等を使用した取組みであること
- (5) 商品の最終製造は県内で行うものであること
- (6) 県内の観光地等で広く販売できる土産品を開発すること
- (7) 営業に必要な許可を得て製造・販売を行っていること
- (8) 今年度中に開発する商品の試作品を完成させること
- (9) 土産菓子開発については、商品完成後、知事が別に指示する土産菓子を対象としたコンテスト等に出展すること

4. 補助対象事業

県産農産物等を使用した「山形ならではの」の土産品の商品開発及び既存商品の改良

5. 補助対象経費

本事業における補助対象経費は、事業の目標達成に必要な経費とし、以下に掲げるものとします。

1 会議等開催費

講師謝金、講師旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費 等

2 調査検討費

市場調査費（委託可）、通信運搬費、消耗品費、研修受講費 等

3 新商品開発費

技術指導費、委託加工費、原材料費、パッケージ等デザイン費、成分分析等検査費、製造機器等レンタル・リース料 等

4 既存商品改良費

上記3の経費に加え、パッケージの改良費 等

5 その他、知事が必要と認めたもの

6. 補助金の額

- (1) 補助対象経費の10分の10以内又は50万円のいずれか低い額とします。
- (2) 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

7. 事業計画書の作成

本事業の実施を希望する者は、事業計画書を作成しなければなりません。事業計画書には、次の項目を明記してください。

- ① 事業の内容 [土産菓子開発又は土産食品（菓子以外の加工品）開発]
- ② 事業実施主体の概要
- ③ 連携体制
- ④ 開発する土産品の具体的な内容
- ⑤ 県産農産物等の利用計画
- ⑥ 取組みの目標
- ⑦ 事業費内訳
- ⑧ 事業完了 [試作品の完成予定]

8. 応募方法

(1) 募集期間

平成28年 4月26日（火）から平成28年 5月31日（火）

(2) 応募に必要な書類

- ① 事業計画書の提出文（別記様式第2号）
 - ② 事業計画書（別記様式第1号）
 - ③ 製造・販売に必要な許可証の写し
 - ④ その他計画の説明資料（任意）
- (3) 必要に応じて、ヒアリングや応募書類内容の問い合わせを行うことがあります。

9. 事業計画書の承認

(1) 審査方法

山形県農林水産部6次産業推進課に設置する事業計画審査会において、次の項目について審査します。

- ① 応募者の要件（3. に示した要件を満たしているか）
- ② 補助対象の要件（4. 及び5. に示した事業内容・経費であるか）
- ③ 取組み内容の具体性、実現の可能性、山形らしさ
- ④ 地域の農業や経済への波及効果

(2) 審査結果

応募者に対して、事業計画の審査結果を通知します。（別記様式第3号）

10. 事業計画承認後の補助金交付決定等に必要手続き

事業計画採択後は、補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請等、適時適切に手続きを行って下さい。

補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

11. 事業実施主体の責務

事業を実施するにあたっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）、及び補助金交付要綱を遵守し、適正に事業を執行してください。

- (1) 事業実施主体は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。
- (2) 事業完了後、商品の販売が開始された場合には、その状況を県に報告するものとします。

12. 情報の公開

採択された事業については、事業名、事業概要、申請者の名称及び代表者名をホームページ等で公表することがあります。当該部分の公表については、申請者の了解を得たものとして扱わせていただきます。

13. 受付先及び相談先

山形県農林水産部 6次産業推進課 [新事業創出担当]

〒990-8570

山形市松波2-8-1（県庁9階）

TEL 023-630-2465

別記様式第 1 号

土産品開発支援事業 事業計画書

1. 事業の内容 [該当を○で囲む] ①土産菓子開発 ②土産食品（菓子以外の加工品）開発
 2. 事業実施主体の概要

事業実施主体名：	代表者名：
住所又は主たる活動拠点の所在地・連絡先	住 所：
	連絡先（電話番号等）：

3. 連携体制

連携する構成員（氏名・企業名・機関名等）	構成員の役割

4. 開発する土産品の具体的な内容（商品のセールスポイント・山形ならではの点など含めて）

--

5. 県産農産物等の利用計画（利用する農作物・仕入れ先・使用量・農業への波及効果など）

--

6. 取組みの目標（販売場所・販売数量・単価・購入ターゲット・販売戦略、地域への波及効果など）

--

7. 事業費内訳

区 分	内 容	事業費	備 考
会議等開催費			
調査検討費			
新商品開発費			
既存商品改良費			
合 計			

8. 事業完了（試作品の完成）

平成 年 月 日 完了 [予定]

(注1) 記入欄が不足する場合は、適時行を増やすこと。また、複数ページにわたる記載も可とする。
 (注2) 事業費内容欄には交付要綱別表に記載の「補助対象経費」区分毎に記載すること。

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩

平成28年度土産品開発支援事業 事業計画書の提出について

標記について、平成28年度土産品開発支援事業公募要領第7の規定により、関係書類を添えて提出します。

注：関係書類として、土産品開発支援事業 事業計画書(別記様式第1号)、製造・販売に必要な許可証の写し、その他計画の説明資料(任意)を添付すること。

事業実施主体名 殿

山形県知事 氏 名

平成28年度土産品開発支援事業 事業計画の審査結果について

平成 年 月 日付けで提出のあった標記計画書について、平成28年度土産品開発支援事業公募要領第9の2の規定により、下記のとおり通知します。

つきましては、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条及び、平成28年度土産品開発支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金交付申請の手続きを、平成 年 月 日までに行ってください。

記

事業実施主体名

採択・不採択